

御 礼

この度の「平成30年大阪府北部地震」に際しましては義援金を賜り、厚くお礼申し上げます。

お寄せいただきました義援金は、全額、大阪府へ送金し、大阪府が設置する義援金募集委員会において使途・配分を決定し、被災市町を通じて被災された方々に支給される予定です。

今後とも、赤い羽根共同募金に変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様のますますのご健勝をお祈り申し上げ、略儀ながら書中をもってお礼申し上げます。

平成30年9月27日

社会福祉法人草津町社会福祉協議会 様

社会福祉法人大阪府共同募金会

会長 宮川晴美

領 収 書

社会福祉法人草津町社会福祉協議会様

(住所:群馬県吾妻郡草津町草津464-28)

¥ 14, 277.-

但し、平成30年大阪府北部地震義援金として

該当する税制上の優遇措置

- 〔・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する
「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する
「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当〕

平成30年 9月26日 上記義援金を有難く領収致しました。

〒542-0065 大阪府大阪市中央区中寺1-1-54
大阪社会福祉指導センター内

社会福祉法人大阪府共同募金会



取扱者印



(備考)

- この義援金は、税制上の優遇措置の対象となります。
- 確定申告に際しては、この領収書が必要となります。